

令和 7 年 5 月

第 182 回 うるま市議会臨時会

議案書



沖縄県うるま市

令和7年5月第182回うるま市議会臨時会付議事件名

承認第2号

専決処分の承認について（うるま市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月22日提出

うるま市長 中村 正人



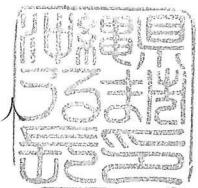
専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

うるま市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

うるま市長 中村 正人



理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、うるま市税条例（平成17年うるま市条例第45号）についても直ちに改正し、公布する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。



うるま市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

うるま市長

(中村政人)

うるま市条例第14号

うるま市税条例の一部を改正する条例

うるま市税条例（平成17年うるま市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げ

る書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のうるま市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認について（うるま市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月22日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

うるま市長 中村 正人



理 由

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第28号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、うるま市固定資産税の課税免除に関する条例（平成31年うるま市条例第11号）についても直ちに改正し公布する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

うるま市

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

うるま市長

うるま市条例第16号

（中略）

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例（平成31年うるま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあっては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）」及び「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第5条及び第6号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第7条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第8条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条から第6条までの規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認について（うるま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月22日提出

うるま市長 中村 正人



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

うるま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

うるま市長 中村 正人



理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、うるま市国民健康保険税条例（平成17年うるま市条例第48号）についても直ちに改正し、公布する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。



うるま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

うるま市長

うるま市条例第15号

うるま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

うるま市国民健康保険税条例（平成17年うるま市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のうるま市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

副市長の選任について

次の者をうるま市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 うるま市 [REDACTED]

氏 名 佐久川 篤

生年月日 [REDACTED]

令和7年5月22日提出

うるま市長 中村正人

提案理由

うるま市副市長を選任するには、議会の同意を得る必要があり提案する。